

掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号）第 115 条の規定により、掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

- 1 掘削作業の計画に際して、止水性が高く、かつ、周辺地盤や地下水位に与える影響を極力少なくする工法を選定すること。
- 2 掘削作業の実施に際して、地盤の崩壊、地表面の陥没あるいは沈下のおそれがある場合は、事前に適切な補助工法を選定し、地盤の安定を図ること。
- 3 掘削作業中は掘削構内のみならず、周辺の地盤や構造物についても異常の早期発見に努めると共に、地下水位、地盤変動等の観測を行うこと。
- 4 当該掘削作業による地盤沈下が生じた場合には、工事の一時中止を含め、必要な措置を講ずること。